平成２７年（フ）第１０２５号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目６番４―408号
債務者　鴨頭　　優
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１１号
大阪府茨木市庄１丁目７番４号　中尾ホワイトハウス204号
債務者　入江　宏樹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１２号
大阪府茨木市本町３番７号　ハイツオーキタ本町312号
債務者　中村　弥生（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４４号
大阪府摂津市東正雀17番39―102号　パールハイツ
債務者　川西　文子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７７号
大阪市城東区諏訪４丁目20番６号　アルハウス諏訪202
債務者　北村成南こと　洪　　成南
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１８２号
大阪市住吉区長居４丁目７番22号
債務者　小手川初枝
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９４号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番３―906号
債務者　谷川　麻美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９８号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅14―302号
債務者　川岸　　大
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０４号
大阪府寝屋川市中木田町25番23―105号、前住所大阪府寝屋川市池田西町１番１―305号
債務者　森　　一彦
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０５号
大阪市港区築港３丁目４番35―610号、前住所大阪市西成区聖天下１丁目10番39―506号
債務者　大﨑　晴世（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７号
岡山県倉敷市西尾85番地２
債務者　柳原　克子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９４８号
札幌市中央区宮の森１条15丁目５番12―505号
債務者　高橋　裕之
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０５号
札幌市中央区南14条西18丁目４番27―307号
債務者　田中　孝申
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２５号
札幌市東区東苗穂６条３丁目３番13号　第６正和荘２階右
債務者　片山眞智子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７４号
札幌市西区発寒４条４丁目２番４―202号
債務者　山田　理香
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
山形県鶴岡市新海町15番24号　レオパレスニューオーシャン106
債務者　野村　元也
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部